

独立行政法人日本学生支援機構 平成 23 年度第 2 回契約監視委員会 議事概要

1. 日時

平成 24 年 6 月 13 日～ 6 月 19 日（持ち回り審議）

2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所他

3. 出席者（委員（敬称略））

島田 陽一（早稲田大学 理事（法学学術院 教授））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

浦島 哲朗（公認会計士・税理士浦島哲朗事務所 公認会計士・税理士）

佐藤 正行（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

清永 秀一（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

4. 議事

（1）報告事項

（2）審議

- ① 平成 23 年度契約の概況
- ② 平成 23 年度における「競争性のない随意契約」
- ③ 平成 23 年度における「一者応札・一者応募」

5. 議事概要

議題（1）報告事項

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、国際交流会館等については売却を進め、平成 23 年度までに廃止することとしていたが、売却が困難な国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）に基づき、引き続き売却に向けて努力するとともに、資産の有効活用の観点から留学生宿舎として活用することとなったことを報告し、関連する契約の平成 24 年度契約の状況等について報告した。

議題（2）審議① 平成 23 年度契約の概況

「随意契約等見直し計画」の達成状況を踏まえながら、平成 23 年度契約の概況、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募」の状況について報告した。

議題（２）審議 ② 平成 23 年度における「競争性のない随意契約」

平成 23 年度下半期（10 月～3 月）における「競争性のない随意契約」32 件について、競争性のない随意契約とした理由が妥当なものであるか、また、平成 22 年度に点検・見直しを行った際に、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約へ移行することとしたが、適切に実施されているか、その具体的な取組状況に係る報告の後、平成 24 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議が行われた。

なお、第 1 回委員会において「新たな随意契約」として報告した 1 件については、事務局の分類ミスであったため、点検対象から削除する旨報告し了承された。

平成 23 年度下半期（10 月～3 月）における「競争性のない随意契約」については、32 件中 29 件がガス、水道、電話等の長期継続契約によるもの、2 件が毎年「競争性のない随意契約」として承認を得ているものであり、真にやむを得ないものであると認められた。

また、「新たな随意契約」1 件（32 件の内数）についても、明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして事後承認された。

第 1 回委員会の点検内容を含め、改めて平成 23 年度における「競争性のない随意契約」に対する機構の取組は適切に対応されていると認められ、平成 24 年度以降の見直し内容等について承認された。

（主な議論等）

「競争性のない随意契約」については、「随意契約等見直し計画」の目標をほぼ達成したと言えるのではないかと。

議題（２）審議 ③ 平成 23 年度における「一者応札・一者応募」

平成 23 年度下半期（10 月～3 月）における「一者応札・一者応募」18 件について、一者応札となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組状況に係る報告の後、平成 24 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議が行われた。

過去には複数者での応札が実施されているものや、平成 23 年度限りで事業取り止めとなるもの、新規に一者応札となったものについては、これまでの点検・見直しの観点を踏まえ、競争性が確保されるよう事前に見直しが行われており、機構における取組は適切に対応されていると認められた。また、平成 24 年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。2 か年連続（2 回連続を含む）して一者応札・一者応募となった案件については、第 1 回委員会で承認済の上半期 15 件のうち、未売却の国際交流会館関係の 5 件を再提出し、下半期の 8 件（18 件の内数）と併せ、総務省より通知のあった書式（一者応札・応募事案フォローアップ票）を基に審議が行われた。

未売却の国際交流会館関係の 5 件については、平成 24 年度以降の見直し内容を確認した上で再承認された。また、下半期 8 件については、そのほとんどが参加者の有無を確認する公募であるが、平成 22 年度の点検を踏まえ改善することとした取組については適切に実施されていると認められた。

第1回委員会の点検内容を含め、改めて平成23年度の機構における「一者応札・一者応募」に対する取組は適切に対応されていると認められ、平成24年度以降の見直し内容等について承認された。

(主な議論等)

- ・ 競争性を確保することにより、経費の節減等が図られているのか。

(機構回答) 価格競争により落札金額は低減しており、一定の効果を上げている。

6. その他

第1回委員会の議事概要(ホームページ公表済)について、平成23年度上半期(4月～9月)における「競争性のない随意契約」36件を35件に、新たな「競争性のない随意契約」5件を4件にそれぞれ修正することについて了承された。

第2回委員会の議事概要をホームページに公表することについて事務局より各委員に説明し、了承された。